

令和6年度

四万十市特別会計補正予算書

国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号）

四万十市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和6年度四万十市の国民健康保険会計診療施設勘定補正予算を次のとおり定め、同法219条第2項の規定に基づき、これを告示する。

令和6年8月26日

四万十市長 中平 正宏



令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号）

令和6年度四万十市の国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,728千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ497,052千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		185,048	2,728	187,776
	1 他会計繰入金	94,878	2,728	97,606
歳 入 合 計		494,324	2,728	497,052

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		337,913	2,728	340,641
	1 総務管理費	337,135	2,728	339,863
歳 出 合 計		494,324	2,728	497,052

令和6年度 四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	185,048	2,728	187,776
歳 入 合 計	494,324	2,728	497,052

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	337,913	2,728	340,641				2,728
歳 出 合 計	494,324	2,728	497,052				2,728

2. 歳入

款 5 繰入金

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
5	繰入金	185,048	2,728	187,776			
	1	他会計繰入金	94,878	2,728	97,606		
		1	一般会計繰入金	94,878	2,728	97,606	1 一般会計繰入金 西土佐診療所
		計	494,324	2,728	497,052		

3. 歳出

款 1 総務費

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	1 総務費	337,913	2,728	340,641				2,728			
	1 総務管理費	337,135	2,728	339,863				2,728			
	1 一般管理費	336,653	2,728	339,381				2,728	26公 課 費	2,728	西土佐診療所 一般経費 消費税
	計	494,324	2,728	497,052				2,728			

01-01-01 一般管理費